

若越郷土研究

34の1

將軍近習小笠原藏人と

若狭守護代小笠原長房

河村 昭 一

はじめに

南北朝の動乱開始以来、若狭の守護はめまぐるしく替えられ、南北朝期を通しての守護交替回数十六回（八氏）は全国でも最高を数える。この激しい守護交替に終止符を打ったのが、貞治五年（一一三六六）就任した一色範光で、以後永享十二年（一一四四〇）まで、範光―詮範―満範―義範（義貫）の四代七四年間にわたって若狭を支配することになる。この一色氏の治政下における若狭守護代は、小笠原長房―同長春―三方範忠―同忠治の四人である。⁽²⁾私はこの四人のうち小笠原長房・長

春について、その動向を検討し、長房の出自を將軍近習小笠原氏と推定しておいたが、⁽³⁾紙数の関係で具体的考証は割愛した。そこで本稿では、若狭守護代になる前の小笠原長房ではないかとみられる將軍近習小笠原藏人の動向を追い、彼が長房その人である可能性を探つてみたい。

一、伴野長房と小笠原長房

まず、「若狭国守護職次第」⁽⁴⁾（以下「守護次第」と略記）の小笠原長房に関する記事を示す（抄出）。

A（一色範光の項）

貞治五年八月より給之、代官小笠原源藏人大夫長房^{後号三河守}、信傳（一色範光）御逝去之後、小笠原三河守出家、法名道鎮^{後改浄鎮}（一色詮範の項）

応永四年九月十七日浄鎮死去之後、子息藏人大夫長春出家、号三河入道明鎮

右に伝える小笠原長房の官途・法名・在職期間などは、いずれも文書によって裏づけられる、きわめて信頼度の高いものであることは別稿で確認した。

さて、『大日本史料』は長房の死去にかけて、「守護次第」「若狭国税所今富名領主代々次第」⁽⁵⁾（以下「今富次第」と略記）と共に、『尊卑分脈』と『諸家系図纂』所収「本州三河国幡豆郷小笠原系図」⁽⁶⁾（以下「幡豆小笠原系図」と略記）を関係史料として掲げている。後論にかかわる部分も含めて両系図を示せば、次頁の通りである（抄出）。

『大日本史料』の編者は、Cの伝える長房の没年月日・法名が「守護次第」のそれと一致すること、および泰行―長房の父子関係がB・Cに共通してみられることから、若狭守護代小笠原長房と伴野長房を同一人と判断されたものと推察される。しかし、この比定は誤りである。すなわち、Bも注記するように伴野長房は康永四年（一一三四五）八月二十九日の天龍寺供養に際して足利尊氏・直義の随兵に列しているが、同供養に関する諸史料のいずれにも、伴野長房とは別に小笠原源藏人の名がみえる。たとえば、結城文書の「天龍寺供養日記」は次頁Dのようになっている。これによって、伴野長房とは別人の小笠原藏人の存在が確認される。とすれば、伴野長房が

河村 將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房

若越郷土研究 第三十四卷一 号

B 『尊卑分脈』(清和源氏伴野)

遠光 光朝(秋山氏)

(小笠原氏) 長清

長經

長房 阿波守護

長久

長義 義盛 賴清 (阿波小笠原氏)

長宗 成宗 号一宮

長忠

長政

長氏

宗長

貞長

高長

氏長 又六 備前守

滿長 又六 備前守

持長 同 (京都小笠原氏)

(伴野氏) 時長

時直

長泰 依城陸奥守入道事

長泰 於鎌倉被誅了

盛時 父同時 被誅了

貞宗 父同時 被誅了

長直 父同時 被誅了

政長 康永天龍寺 供養隨兵 七郎 治部少輔

長基

長秀 (信濃小笠原氏)

長直 父同時 被誅了

政經 七郎 治部少輔

長行 長房 出羽守 康永天龍寺供養隨兵

C 『幡豆小笠原系図』

時長 時直

長泰 盛時 泰盛下 共誅

泰房 城入道合戰敗北之時、所領三州大陽寺庄没落、始而住三州三州小笠原祖

泰行 出羽守 康永四年九月十七日死 法名淨鎮

長房 出羽守 康永八年四月十七日死 法名淨鎮

長春 藏人大夫 康永八年四月十七日死 法名淨鎮

直次 右近、天文九年四月廿二日討死

直正 安芸守、康永十二年十二月廿六日

長正 於三河國幡豆一門等討死

吉春 某

高次 忠吉公之家長被付、大山城領三万石、後笠間四万石拜領

左

右

先陣

山名伊豆前司時氏 帶甲冑、後騎三百余騎、各帶甲冑、石具守護分留輩等云々

隨兵

武田伊豆前司 信武

小笠原兵庫助 政長

(十人略)

帶劔

武田伊豆四郎 (一人略)

小笠原七郎 政経 (一人略)

小笠原源藏人 (四人略)

秋山新藏人 (四人略)

小笠原十郎次郎 政光

小笠原又三郎 宗光

御兄弟御車 (中略)

(八人略)

小笠原太郎次郎 行嗣 (三人略)

隨兵 (中略)

(七人略)

伴野出羽前司 長房

(二人略)
(後略)

のち本姓の小笠原氏を名乗り、官途も出羽守（Dは出羽前司）から藏人へ変わったと考えるよりも、Dの小笠原源藏人その人を、若狭守護代となる長房とみなす方がよほど自然ではなからうか。

二、「幡豆小笠原系図」の信憑性

若狭守護代小笠原長房が、Bの伴野長房ではないとしても、Cは少なくとも長房の没年月日・法名、その子長春の官途・出家時期・法名が「守護次第」「今富次第」の所伝と一致するから、一見信頼してよいようにも思える。もし、Cが信頼できるとすれば、若狭守護代小笠原氏は、小笠原氏の分流、伴野氏に出自をもつことになるが、果たしてどうであろうか、以下この系図の信憑性を確かめてみたい。

Cの長頼・長正の記事は、「守護次第」の伝える長春父子失脚事件⁽¹⁰⁾にかかわるものと思われるので、この事件に関する「守護次第」の所伝とCの記事との異同を第1表にまとめて

河村 將軍近習小笠原藏人と若狭守護小笠原長房

第1表 小笠原長春父子失脚事件に関する「守護次第」と「幡豆小笠原氏系図」の記事の異同

事項	「守護次第」	「幡豆小笠原氏系図」
アイウエオカキ	長春の子の通称・実名 長春父子の死没形態 " 期日 " 場所 小笠原一族蜂起の場所 " 討死の期日 安芸守の長春との続柄	三郎（実名表記ナシ） 切腹 応永16年3月 丹後国石河城 三河国 応永15年12月26日 弟
		小三郎長頼 討死 応永16年3月 丹後国石河城 三河国幡豆 応永12年12月26日 孫

みた。この表によれば、両者が完全に一致するのはウ・エのみで、他にオのうちの三河、カのうちの日が共通するが、残りは異なる。Cの矛盾点はこれらにとどまらない。まず、長正の兄とする直次の没年を長正より一三三五年も後の天文九年（一五四〇）としたり、前略部分では長房（時長の兄とするがBでは甥）の子に、慶長十二年（一六〇七）切腹したという吉久以下近世の人物を配したりしている。また、長春と共に切腹した子の実名を長頼とするが、おそらく明徳三年（一三九二）八月二十八日の相国寺供養の際、一色満範の随兵でもっとも重職の搔副役をつとめた小笠原三河三郎満房が、長春の子ではないかと思われる。⁽¹¹⁾さらにこの系図の欠陥、というより作為性を露呈しているのは、盛時―泰房―泰行―長房の部分であって、ここに系図作成者が、伴野長房と小笠原長房を混同するという、『大日本史料』と同じ過ちを犯したことがかいまみられるのである。すなわち、長房を泰行の子としている点、官途を敢えて出羽守としている点は、明らかに天龍寺供養随兵の伴野長房を意識している。また、盛時―泰房の部分は、

三河小笠原氏は伴野盛時の子の泰房を始祖とするという所伝を前提にしたもので、これらが無造作に合成した結果、Bでは兄弟になっている盛時・泰行が祖父一孫の関係になってしまったのである。

以上の検討から、この「幡豆小笠原系図」は、史実を反映する部分よりも、むしろ矛盾点、作爲性の方が目立つ、きわめて複雑な系図といわざるを得ない。ただし、最後に記す吉次は、注記の通り犬山・笠間藩主になったことは事実であるし、『系図綜覧』所収「小笠原系図⁽¹⁴⁾」によると、この吉次につながる小笠原氏は、遅くとも戦国期には三河幡豆郡一帯に蟠据し、永祿七年（一五六四）に松平（徳川）家康の幕下に入ったという。また、長春失脚に関して細部では誤りながらもある程度史実を反映していて、この幡豆小笠原氏が、応永十五年三河で蜂起した長春一族の後裔である可能性は小さくないと思われる。しかし、長房以前の部分までCの主張を認めるには、あまりに問題点が多すぎる。したがって、若狭守護代小笠原氏の系譜は、この系図を離れて考えてみる必要がある。幸い、一で

ふれた小笠原藏人の所見史料が若干あるので、それらを逐一検討してみたい。

三、將軍近習小笠原藏人

佐藤進一氏は、平時將軍に近侍する近習や儀式記録にみえる將軍供奉の隨兵こそ將軍親衛軍の中核をなすもので、將軍との間には人格的信頼と忠誠に裏づけられた支配従関係が成立していた、とされている。⁽¹⁵⁾ここでは近習と隨兵の区別の有無が必ずしも明確でないが、福田豊彦・佐藤堅一両氏によれば、將軍の供奉などにおける隨兵と帶刀は鎌倉期以来区別されており、室町期には前者は守護家武士團をもって構成されるのに対して、後者は近習がつとめるものとされる。⁽¹⁶⁾このような將軍供奉のあり方は明徳三年（一三九二）の相國寺供養の時にも明確にみられるが、康永四年（一三四五）の天龍寺供養の時も、たとえ

ば、前掲Dにみえる隨兵の小笠原政長と帶刀の小笠原政経は兄弟であって（B参照）、この時期の二人の間で、將軍との関係においてどれほどの差異があったかは疑問がなくもない。しかし、全体的にみれば、隨兵には守護本人

やその嫡子がみられるの⁽¹⁷⁾に対して、帶劍には守護一族はいるものの、少なくとも守護自身やその嫡子は見当らない。⁽¹⁸⁾したがって、將軍との間に「人格的信頼と忠誠」に裏づけられた主従関係をより強く結んでいったのは、帶劍の方であったと思われる、その意味で、帶劍に列している小笠原藏人を近習と呼ぶことは許されよう。

さて、將軍近習としての小笠原藏人の活動を示すものとして「御的日記」⁽¹⁹⁾がある。これは、原則として毎年正月に將軍御所で行われる始めの射手とその成績を記録したもので、元弘四年（一三三四）から寛正三年（一四六二）まで記されている。この中に源藏人を含む小笠原氏の名が多くみられるので、これらを南北朝期に限って抽出したのが、次頁の第2表である。「御的日記」にみえる射手は、幕府開創前の元弘四年と建武二年を除けば、⁽²⁰⁾おおむね將軍近習に属する者が多くを占めたらしいことは、たとえば南北朝期に登場する五七家のうち室町期の奉公衆と姓を同じくする家が三四家もあることからもうかがえる。⁽²¹⁾

第2表 「御的日記」にみえる小笠原氏(南北朝期)

年 月 日	名 前 (官途・通称)	年 月 日	名 前 (官途・通称)
元弘 4 (1334) 正. 29	信濃守 貞宗	貞治 2 (1363) 正. 14	備前守
建武 2 (1335) 正. 7	(なし)	" 3 (1364) 正. 14	備前守
" 4 (1337) 正. 22	六郎 源藏人長顕	" 4 (1365) 2. 17	(なし)
	太郎行嗣 又七	" 5 (1366) 正. 17	(なし)
康永 3 (1344) 正. 29	太郎次郎 又七	" 6 (1367) 正. 25	(なし)
" 4 (1345) 正. 15	六郎 源藏人長顕	" 7 (1368) 2. 16	備前守
2. 27	六郎 源藏人	応安 2 (1369) 正. 28	備前守 太郎次郎 孫四郎
貞和 2 (1346) 正. 9	源藏人 又六 十郎	" 3 (1370) 正. 28	備前守 余一 孫四郎
" 5 (1349) 8. 12	(なし)	" 4 (1371) 正. 28	備前守 孫四郎
" 6 (1350) 正. 14	六郎 又六 源藏人	" 5 (1372) 正. 28	備前守
文和 2 (1353) 正. 24	(なし)	" 6 (1373) 正. 25	備前守
" 3 (1354) 正. 14	民部少輔	" 7 (1374) 4. 15	備中守
" 4 (1355) 12. 20	山城守 民部少輔	" 8 (1375) 2. 30	余一
" 5 (1356) 2. 13	民部少輔 貞高	永和 2 (1376) 2. 21	備前守
延文 2 (1357) 2. 13	山城守 民部少輔	" 3 (1377) 2. 30	備前守
" 3 (1358) 3. 20	山城守 民部少輔		
" 4 (1359) 2. 17	民部少輔		
(以後は嘉吉2年まで小笠原氏の名ナシ)			

河村 將軍近習小笠原藏人と若狭守護小笠原長房

さて、第2表によると、問題の源藏人は建武四年(一二三七)に初めて参加し、以後康永四年(一二三四五||二回)・貞和二年(一二四六)・同六年の計五回参加している。また、実名は長顕とされていて、彼をのちの若狭守護代小笠原長房とみなそうとする本稿にとって、きわめて大きな障害となる。しかし、これには有力な反証がある。それは次に掲げる『師守記』康永三年五月十七日条である。

E a

松明 秋山新藏人 帶大刀十人
 中納言 兼朝 香箱持立
 (前略) 殿
 播磨 御音呂持立 玄賀

同 小笠原新藏人 同十人

b 熊野御参詣供奉人 康永三年五月十七日
 淨衣着 (八人略)
 松明 秋山新藏人 光政 小笠原新藏人
 (三人略)

(後略) 帶大刀二十人・供奉人二十七人等

これは足利直義が新熊野社に参詣した折の供奉人を示すもので、ここでは小笠原新藏人は、直義の輿の左脇で松明を捧げ持つ役をつとめていた。この場合「帶大刀」でなく、「淨衣着」とされているが、翌年の天龍寺供養の時と同じく將軍近習としての勤仕と考えてよからう。ここで注目すべきは、「新藏人」「今度補」の部分である。Eは『師守記』の地の文ではなく、aの冒頭に「以或仁本書留之」とあるように、bのものちに入手した資料を書き留めたものと思われるから、a・bともに伝聞記事ではなく、その信憑性はきわめて高いといえる。とすれば、小笠原藏人はこの康永三年に初めて藏人に任官したことになり、建武四年も康永四年もともに「源藏人長顕」とする「御的日記」は誤りといわざるを得ない。

(22) い。換言すれば、康永三年以降の源藏人の実名を長顕としなければならぬ根拠が除去されたということであり、ここにこれを長房とみる余地が生まれたことになる。

四、観応の擾乱と小笠原藏人

小笠原藏人は「御的日記」から貞和六年（観応元一三三〇）を最後にみえなくなるが、翌観応二年に次のような所見文書がある。

F 仁和寺真光院御門跡領阿波国牛牧庄雜掌定舜申當庄事、訴状副具書如此、新開新兵衛尉致乱妨云々、太不可然、所詮一宮彦次郎相共、退彼輩、今月中沙汰居雜掌於庄家、任先例可被全所務、若不敍用者、為處罪科、載起請之詞可被注申、使節緩怠者、可有殊沙汰之状、依仰執達如件、

観応二年四月十一日 左衛門佐（花押）

小笠原源藏人殿

これは小笠原源藏人に対して、一宮彦次郎と共に阿波国牛牧庄における新開新兵衛尉の違乱を停止するよう命じた室町幕府引付頭人奉書で、小笠原・一宮は遵行使節となる。一般にこの種の遵行使節（両使）は当該地の属

する国の在地国人をもつて当てることが多い。しかもBにもみえるように、阿波小笠原氏の分流に一宮氏がいるから（成宗に「号一宮」の注記がある）、Fの両使は、二人とも阿波小笠原氏の出身である可能性をうかがわせる。

しかし、南北朝期の阿波小笠原氏は一貫して南朝方として活動しているし、小笠原源藏人も、前述したように前年までの始めに参加していた將軍近習であることを勘案すれば、両使の二人、特に小笠原源藏人がこの時期に阿波に活動の拠点を置いていたとは考えにくい。小笠原源藏人は、たとえ阿波小笠原氏の出身だったとしても、動乱開始後の早い時期に阿波を離れ、むしろ將軍との関係を強めていたものと推察される。

ところで、將軍近習がFのような遵行使節に起用される例はほとんどなく、この時の小笠原源藏人はすでに將軍近習ではなかったことを示唆している。この問題を考える上で参考になるのは次の文書である。

G 佐藤藏人元清申軍忠事

右去年観応六月廿九日七月三日兩度、於信濃国府郡野邊宮原、對于諏方信濃守代禰津

孫次郎、致散々太刀打（中略）同（十月）廿八日於遠江国引間宿、對于貴良殿代富長、致合戦忠折、次於佐江中山馳向、上杉率千騎勢押上之處、散々合戦追散敵追懸上杉若党力石兵庫助打取了新屋孫十郎令見知了、次追懸敵一騎切落、小笠原源藏人令見知了、御尋候者、不可有其隠候、同十二月十日諏方信濃守以下凶徒等、率数千騎勢寄来之間、於信濃国小縣郡夜山中尾、對于禰津小次郎、致散々太刀打追退敵、々一騎切落、小笠原又六令見知了、（中略）

観応三年正月日

承了 兵庫守 在判

右の軍忠状が伝える合戦は、観応二年（一三五二）六月から同年十二月にかけて、信濃、遠江などで直義党と戦ったものであるが、このうち遠江佐江（与）中山における上杉憲顕(27)勢との合戦の証人に小笠原源藏人の名があげられている。「兵庫守」と注記する証判主について、『大日本史料』は「小笠原政長カ」としているが、この比定には疑問も残る。しかし、いずれにしても、大局的には、Gの伝える一連の合戦は、この頃尊氏からしばしば

「早相催一族并分国軍勢」して直義党討伐に当るよう命じられていた⁽²⁹⁾、信濃小笠原氏の惣領、政長の軍事指揮によるものとみて大過ない。すなわち、当時の小笠原藏人はもはや將軍近習の立場にはなかつたのである。ちなみに、Gに小笠原又六がやはり証人としてみえるのを始め、佐藤元清も参戦した同年六月二十九日の信濃野辺宮原合戦における尊氏党の中に、小笠原為経・同十郎次郎・同五郎太郎の名がみえる⁽³⁰⁾。右のうち又六は「御的日記」(第2表)に、十郎次郎は天龍寺供養の帯劔(D)にそれぞれ所見があつて、いずれも藏人と同様、かつては將軍近習であつたと思われる。藏人と又六が観応元年を最後に「御的日記」から消えるのは単なる偶然ではなく、この年正月(第2表)から翌年四月(F)までの間に將軍近習の地位を失つたことを示唆するものではあるまいか。

もし右の想定が認められるとすれば、その経緯が問われなければならないが、私はそれは観応二年正月十六日の尊氏父子の京都脱出ではないかと考える。この前日、直義党の桃井直常が北陸から大挙して入京するなど、一

挙に直義方の軍事的優勢となり、この日には小笠原政長を始め多くの諸将が直義方に転じた⁽³¹⁾。この尊氏の敗走は、当然將軍近習に大きな動揺をもたらしたに違いなく、実際この時直義方に走つた近習がいたことが確認できる。それは小笠原氏と同族でもある(B)秋山新藏人光政である。彼は直義の新熊野社参詣、天龍寺供養の両度の供奉で、小笠原藏人とまつたく同じ立場で参加し(E・D)、「御的日記」でも藏人と同じく建武四年(一一三三)から登場して観応元年(一一三三)を最後に消える。この秋山は、尊氏が直義といつた和解して兵庫から京都に帰ろうとした観応二年二月当時、直義陣営にいたのである。秋山が観応元年正月から翌年二月までの間に將軍近習から直義方に転身したとすれば、その契機は、先に推測した尊氏の京都落ちがもつともふさわしい。

前掲Fは、尊氏・直義の和解が一応成つたものの、直義主導で幕政が行われていた時期に当る。当時の阿波守護細川頼春は尊氏党であつたために、遵行命令が彼に下されずに、小笠原藏人らの起用となつたと考えれば、小笠原藏人も秋山と同じように観応の擾乱を機に直義方に転じたとみてよいのではなからうか。同年のうちに尊氏・直義は再び対立し、直義の東国落ちとなるが、小笠原藏人は今度は尊氏方にふみとどまつたものの、かつての近習に復帰することはなく、先に述べたように、やはり尊氏方に与した小笠原政長の軍事指揮のもと遠江などで直義党との合戦に参陣したのである。「人格的信頼と忠誠」に裏づけられるべき將軍と近習の間の主従関係は容易には修復されなかつたのである。「御的日記」において、観応の擾乱をはさむ前後の射手を、観応元年以前と文和年間に限って比べると、両方に共通してみえるのが海老名彦三郎ただ一人という⁽³⁴⁾も、観応の擾乱が將軍近習に与えた衝撃の大きさを物語っている。ところで、小笠原藏人は尊氏・直義の再離反後小笠原氏の本宗家ともいうべき信濃小笠原氏の軍事指揮下に入つているのは、彼が小笠原一族として行動していたことを意味している(小笠原政長は「一族并分国軍勢」の動員を命じられていた)。前に、藏人は阿波小

笠原氏出身の可能性があること、そしてたとえそうであったとしても早い時期に活動の拠点を京都に移していたことを推測しておいたが、京都での蔵人は、將軍近習としての立場を固めていきながらも、幕府方の有力部将として活躍する信濃小笠原氏との接触の機会も少なくなかったと思われる。そうした中で、阿波小笠原氏よりも信濃小笠原氏への帰属意識が強まっていったことは十分考えられる。もしそうであったとすれば、尊氏敗走の際、小笠原政長の尊氏方離反は、蔵人の去就を決定づけることになったかも知れない。

五、小笠原源藏人と

若狭守護代小笠原長房

最後に、これまで検討してきた小笠原蔵人が若狭守護代小笠原長房と結びつくかどうか、その可能性を以下探っておきたい。観応二年(一二三二)十一月(G)以後の小笠原蔵人の動静をうかがわせる史料は、今のところ管見にふれていないのでまったく不明である。そこで、まず彼と同様の道を行んだと思われる同族の小笠原又六の例から類推してみるこ

ととする。

又六は前述したように、蔵人と同じく観応元年を最後に「御の日記」から消えるとともに、翌年小笠原政長の軍事指揮下で信濃において直義党と戦っているが(G)、『尊卑分脈』(B)によると、氏長以下の歴代が又六を称しているから、この系統、すなわち京都小笠原氏(奉公衆)に属する可能性が高い。又六の実名については必ずしもBにみえる氏長、もしくは満長と断じることができないけれど⁽³⁵⁾、かつて將軍近習にあつて観応の擾乱を機に信濃小笠原氏の軍事指揮下に入った又六の系統が、のち奉公衆になつていった点は認めよう。すなわち、又六は、たとえば信濃小笠原氏に従つて信濃などに土着するのでなく、活動の拠点は京都から移さなかつたことを意味する。以上が又六の選択した道だつたとすれば、彼ときわめてよく似た行動をとつたとみられる小笠原蔵人もまた、近習にこそ復帰しなかつたが、京都からは離れなかつたのではなからうか。

ところで、南北朝末・室町初期において小笠原長房のきわめて近い一族が、將軍近習、

ついで在京守護代とおぼしき地位にあつたことをうかがわせる史料がある。すなわち、明德五年(応永元—一三九四)「二十一〇方評定引付」七月二十八日条に次のような二通の文書がある。

H a (前略) 抑執行屋敷事、不思寄、先日若州守護代小笠原如此口入候、迷惑候、若州少所知行事候之間、如此所用等連々令申候、不聞者、又菟角少所違乱候ぬと存候、可如何候哉、(中略)

六月廿六日 宗助

宝蔵院僧都御房

小笠原禁^禁 東寺執行敷申坊敷事、就帶御判御教書、

可歎申入公方之由被申候、可然之様得御意候者、殊畏入候之由、可有御披露候、恐々謹言、

六月九日 備前守、^中判

謹上 大貳僧都御房

これは、東寺執行殿敷が勘落された針小路大宮の敷地の返付を求めていることに関して、小笠原備中守が口入していることを示すものである。応永元年当時の若狭守護代は「三河入道浄鎮」を名乗る小笠原長房であるから(A)、

bの備中守は長房ではあり得ない。とすれば、例からの憶測以外に観応の擾乱以後の藏人の動静を知る手だてがないために、安易な推論は慎まなければならぬが、一応右のように想定しておくことが許されるとすれば、のち一色範光のもとで若狭守護代となる小笠原源藏人大夫長房と、かつて將軍近習であり、観応の擾乱を機にその地位を失った小笠原藏人守護代とすれば、比較的無理なく理解できると考へにくい。私は、備中守の地位を在京守護代とすれば、比較的無理なく理解できると考へる。たとえそうでなくても(右の①②の場合でも)、Hは小笠原備中守が若狭守護代小笠原長房ときわめて近い関係にある同族であることを示すものといえよう。

ところで、この備中守は前掲第2表の応安七年(一三七四)にみえる備中守と同一人とみられる。とすれば、彼はかつて將軍近習の立場にあったことになり、そのことは備中守と同族の小笠原長房も本来の根拠地は京都にあったことを示唆し、さらにいえば、小笠原長房の出自を將軍近習とする、これまでの憶測をいくらかでも補強することになるのではなからうか。

今のところ又六の行動、および備中守の事

河村 將軍近習小笠原藏人と若狭守護代小笠原長房

一色氏の九州経営は結果的に失敗に終わり、

備京後の一色氏(42)の消息が、右にふれた將軍宣下式參列を除けば、延文四年(一三五九)二月に直氏が義詮の摂津出陣に従軍したことが伝わる程度で、範氏・直氏の没年さえ、諸系図にみえない。これは、備京後の一色氏が、おそらく九州経営の失敗の責任を問われて冷遇されていたことを示唆するものといえよう。ほとんど九州を離れられなかったことも勘案すれば、一色氏直臣団は、畿内近国に守護職をもつ他の足利一門に比べてきわめて貧弱であつたことは想像に難くない。一方の小笠原藏人は、將軍近習に復帰できないまま、京都で再起の機会を求めていたかも知れない。そうした両者の置かれた状況が、小笠原藏人の一色氏被官化、さらに、わずか十年足らずもたらしたのではなからうか。

注

(1) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上(東京大学出版会、一九六七年)二二一―二三三頁、今谷明「室町幕府と守護職論」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』上巻、新人物往来社、一九八八年)

- (2) 小笠原長房から三方範忠までの三人は、「若狭国守護職次第」(『群書類従』四)によって従来から知られている。三方忠治については永享九年十月二十三日三方忠治遵行状(『壬生家文書』三三六号)によってその在職が確認され、その他にも若干の徴証があるが、三方氏についての検討は別に行いたい。
- (3) 拙稿「南北朝室町初期の若狭守護代小笠原氏について」(『兵庫教育大学研究紀要』九巻)以下別稿とよぶのはこの拙稿を指す。
- (4) 『群書類従』四
- (5) 同前
- (6) 『諸家系図纂』所収「幡豆小笠原系図」は『系図綜覧』所収のものと同本と思われるので、以下『系図綜覧』所収本に拠った。
- (7) 『大日本史料』第七編之二——以下『史料』七一二の如く略記——八八二頁
- (8) 『史料』六一九、二二六―二二六頁に収載。うち、随兵のメンバーを列記するのは、『園太暦』・『師守記』・『天龍寺供養日記』(結城文書)・『天龍寺供養記録』・『太平記』の五点で、『天龍寺供養日記』のみ実名を注記する(ただし全員ではない)。
- (9) 長春について、「守護次第」はAに引いたように藏人大夫↓三河守↓(出家)↓三河入道明鎮とし、「今富次第」は「応永四年九月十七日小笠原浄鎮死去之後、子息藏人大夫長春、後に応永八年卯月に出家、号三河入道明鎮」とする。
- (10) この事件は、応永十三年十月一日長春父子が京都一色邸で拘禁され、丹後石河城に幽閉された末、同十六年三月切腹した。一方、一族が三河で蜂起して、同十五年十二月二十一日數十人が討死した。この事件の背景については別稿で憶測を加えておいた。
- (11) 「相国寺供養記」(『群書類従』二四)。この当時の小笠原長房は出家して「三河入道(浄鎮)」を称し、その子長春は藏人大夫であったと思われるが、長春は応永七年八月(『福井県史』資料編2、天龍寺文書二二号)以降、翌年四月の出家(注9「今富次第」)以前の間に三河守を名乗るようになる。したがって、満房を長春の子とすると、子の方が父より先に三河を称し、しかもその時祖父が三河入道を名乗っているという、不自然なことになる。しかし、攝副役ほどの守護家武士団でも守護代家のものがつとめていること、しかもこの時の随兵は必ずしも当時の各家の当主ではなく、むしろ当主の嫡子が多かったらしいこと(拙稿「南北朝期における守護権力
- (12) 『小笠原三家系図』(『続群書類従』五下)の「三河小笠原系図」によると、B・Cにもみえるように、安達泰盛(城入道)の乱に際して伴野盛時らが討たれたが、その子泰房が三河大陽寺庄に没落して三河小笠原氏の始祖となったとする。ただし、同系図の記載は泰房で終わっている。
- (13) 『日本史綜覧』IV(新人物往来社、一九八四年)「各藩変遷表」「改易大名表」によれば、小笠原吉次は尾張犬山・下総佐倉・常陸笠間の各藩主を歴任したが、慶長十四年改易された。
- (14) 本文に掲げたCの前書ともいふべきものと思われ、詞書と永禄期の文書六点からなり、系図部分はない(Cと一体のものかも知れない)。
- (15) 佐藤進一「室町幕府論」(旧版『若波講座日本歴史』中世3)
- (16) 福田豊彦・佐藤堅一「室町幕府將軍権力に

関する一考察―將軍近習を中心として―

〔日本歴史〕二二八・二二九

(17) たとえば、先陣の隨兵に甲斐・安芸の守護
武田信武や信濃守護小笠原貞宗の嫡子政長が
みえる。

(18) 帶劔三十一人の中でち守護となる者は佐々
木佐渡五郎左衛門尉高秀ただ一人である。し
かし、彼が近江守護になったのは、兄秀綱が
先に没したからであり、秀綱が存命していた
天龍寺供養当時の高秀は佐々木家の嫡子では
なかったことになる。

(19) 『統群書類従』二三下

(20) この兩年の射手二十四人の中には、ち守護
になるものが五人(仁木頼章・細川頼春・大
高重成・小笠原貞宗・仁木義長)含まれてい
て、以後の射手の構成とはやや性格を異にし
ている。

(21) 『御的日記』の康永三年と翌年(二回)の
射手十七人(実数)を、天龍寺供養(康永四
年)の際の隨兵・帶劔の中に求めると、藏人
を含む六人が帶劔に、一人(武田甲斐守盛信)
が隨兵にそれぞれみえ、残りの十人のうち
五人は帶劔の中に同姓の者がいる。数値的に
は必ずしも高い相関度とはいえないが、的始
めの射手が將軍近習から選ばれる傾向があつ

たことは認めてよからう。

(22) 『御的日記』は応仁以後、京都小笠原氏の
手によって編集されたとみられ(『群書類題』
三、甲田利氏執筆)、その意味では小笠原氏関
係の記事は信頼度が高いとみられなくもない
が、後世の編纂物には違はなく、同時代記録
たる『師守記』の信頼度には及ばない。なお、
射手のすべてに実名表記のあるのは文和五年
のみで、あとはすべてが官途・通称どまりか、
一部にのみ実名があるだけで、あるいは、編
集の際参照された原資料は原則として官途・
通称までで、実名を付すのは、別の資料にも
とづいて、編集者、もしくは書写者が施した
注記にすぎない可能性も否定できない。

(23) 『史料』六一一四、九五四、九五五頁、仁
和寺文書

(24) 『太平記』によれば、建武三年六月、東坂
本に馳せ参じた宮方の中に「阿波・淡路ヨリ
阿間・志知・小笠原人々」がみえ(巻一七)、
以後、頼清を惣領とする阿波小笠原氏は南朝
方として活動した(小川信「足利一門守護発
展史の研究」吉川弘文館、一九八〇年、九五
頁、注7参照)。なお、文和元年十二月二十日
足利義詮袖判下文(『史料』六一一七、三二七
頁、安宅文書)には「阿波国壹鳴地頭職跡

一宮六郎次郎成光」とみえ、Bの成宗とも合わせ
て、「成」を通字とする一宮氏が阿波に所職を
もっていたことが確認されるが、もちろん成
光は南朝方であるから、Fの彦次郎と直接的
関係はない。

(25) 所務沙汰の遵行、下地の打渡は、守護もし
くは在地國人に命じられるのが通例であるが、
たとえば、若狭では守護斯波高経が失脚した
直後の貞治五年八月、寺社本所領を還付する
のに、「守護未補之間、下遣京都奉行入、各一
同沙汰付云々」(『史料』六一二七、三九二頁、
「後愚昧記」同年八月一八日条)とて、幕府
奉行人によって下地打渡が行われることもあ
つた(名田庄・太良庄での徴証が『史料』六
一二七、四四七・四五八頁にみえる)。しかし、
將軍近習がかかる役務に当る例は管見にふれ
ていない。

(26) 『史料』六一一五、九四、九五頁、佐藤文書
(27) Gにはこの合戦の期日を記さないが、鶴岡
社務記録(『史料』六一一五、五六七頁)に
十一月五日とする。
(28) 正平六(観応)二年十二月二十三日足利義詮
袖判下文(『史料』六一一五、七〇五頁、勝山
小笠原文書)の宛所は「小笠原遠江守政長」
とあり、翌年正月十九日付で尊氏は信濃春近

領を小笠原遠江守（政長）に、同領闕所分を（33）小笠原兵庫頭にそれぞれ安堵していることから（『史料』六一六、四四頁、同文書）、少なくとも軍忠状の日付観応三年正月当時の小笠原兵庫頭は政長とは別人である（『信濃史料叢書』は政長の子、長基とする）。ただし、政長は系図には兵庫頭の官途を載せていて、軍忠状の案文作成者が証判主を政長と認識していた可能性までは否定できない。

(29) 観応二年八月十日、および同年十月五日小笠原遠江守宛足利尊氏御判御教書（『史料』六一五、一八八・四七五頁、勝山小笠原文書）

(30) 正平七年正月日武田文元軍忠状（『史料』六一五、九三・九四頁、浅草文庫本「古文書」）

(31) 『園太暦』観応二年正月十六日条

(32) 『観応二年日次記』二月二十六日条、『史料』六一四、八一五頁）によると、高師直兄弟が、この日兵庫を發つた尊氏の供奉をしようとしたところ、直義は尊氏と師直兄弟の間に三里程隔てさせ結局途中で謀殺したのであるが、この時、出家の身の師直兄弟が供奉するのは「見苦候」といってこれを制する使者をつとめたのが秋山新藏人であった。

(33) 小川氏注24前掲書、六二・六三頁

(34) 海老名彦三郎は康永三・同四（二回）・貞和二年の各年と文和二年にみえる。なお、第2表の又六と民部少輔は、後述するように同一人か、少なくとも同系の一族で、又六は一旦將軍近習を離れたと考えられるように、將軍近習のすべてが観応の擾乱でその地位を失ったままになったわけではもちろんなく、あとで復帰したのもいたであろうし、海老名彦三郎の他に、將軍近習であり続けたものがいたであろうことはいうまでもない。第2表の康永三年とその二十五年後の応安二年にみえる太郎次郎も復帰したケースかも知れない（ただし父子の可能性もある）。

(35) 第2表で文和三年に登場する小笠原民部少輔の実名は、『尊卑分脈』（B）にはみえない貞高とする。Bの京都小笠原氏の歴代において又六・民部少輔・備前守を同一人の通称・官途としている点のみを前提とすると、第2表の又六・民部少輔・備前守は、いずれも貞高のこととなる。氏長の父高長は、別本『尊卑分脈』や『小笠原三家系図』（前掲）の「京都小笠原系図」には長高とするから、あるいは「御的日記」がこれを貞高と誤記したとも考えられるが、いま確認する方法はない。なお、

「永享以来御番帳」「文安年中御番帳」（『群書類従』二九）には、備前入道・民部少輔・刑部大輔・山城入道の四人がみえるので、少なくとも室町期の奉公衆小笠原氏は四家あったことになり、これを南北朝期まで遡及し得るとすれば、第2表の民部少輔と備前守を同一人とする必然性もなくなり、たとえば、又六||備前守||氏長（もしくは満長）、民部少輔||貞高（Bにない家とする）という想定も考えられる。以上のように、又六の実名を確定することは困難であるけれども、又六と第2表の民部少輔、または備前守が同系統の家に属すること、および、その家が京都小笠原氏に連なるという点は認めてよいのではなからうか。

(36) 『東寺文書』（大日本古文書）ち一号

(37) 一色氏の分国支配機構上で、少なくとも在京守護代」の名辞は今のところ史料上に確認していないが、次の文書（福井県史「資料編2、土御門家文書七号」）は、その存在をうかがわしめる。

内裏長日御祈料所若狭国名田庄之内上村、
為三代御起請之地殊于他也、御即位大嘗会
段銭事、可被免除候由被仰下候、仍執達如
件、

永徳三癸
（夏）

十月十五日

両奉行御中

長方

(38)

bの小笠原備中守の実名である公算が大きい。

南北朝期の若狭において反銭・役夫工米の催促停止の旨を一色氏が下達した遵行系統に属する文書としては、年欠五月十二日付小笠原長房宛一色範光書状(東寺百合文書オ三三三)がある程度で、他に守護役などまで含めても「太良保地頭方政所」などに宛てた小笠原長房奉書(同文書オ五四・六四・二二六、ツ六四・七六など)があるが、奉行(おそらく在国奉行)に宛てた奉書は見当らない(注3拙稿第1表)。ところが、応永四年になると在国奉行と思われる蓬沢左近将監宛の小笠原浄鎮(長房)奉書があらわれ(『東寺文書』に六九号)、以後、子の長春の代にかけて同種の守護代奉書が多数みられるようになる(注3拙稿第2表)。これは、この時期に守護代が在京

するようになることと相応するもので、逆に、前掲長方奉書は、まだ在国していた守護代ではなく、在京守護代が守護(幕府)の命を下達したものとみなすことができる。ここで「両奉行」が宛所とされるのは、在京守護代長方が在京守護代小笠原長房より下位であることにともづくと考えられる。なお、長方は小笠原氏の通字「長」を冠しており、本文H-

bの小笠原備中守の誤記ではないかとの疑念もなくはないが、H-bでわざわざ備前守を備中守と訂正しているところから、「御的日記」もH-bも備前守(のちの奉公衆)とは別の備中守を正しく伝えているものと考えたい。

(39) 鎮西管領としての一色氏の活動については川添昭二、「鎮西管領」考、『日本歴史』二〇五・二〇六、上村喜久子「一色氏」(前掲『室町幕府守護職家事典』上巻)参照。

(40) 延文二年五月十九日一色直氏奉書(武光三郎宛・市来崎彦七郎宛)、『史料』六一二一、二八三―二八四頁、『薩藩旧記』。

(41) 『宝篋院殿將軍宣下記』、『群書類従』二二。

(42) 『太平記』卷三四